

Q&A

利用申込に関すること	1	Q	希望施設に必ず見学する必要がありますか？
		A	施設によって保育方針や諸経費等が異なります。事前に見学等に行き、希望園についての理解を深め、確認しましょう。
利用申込に関すること	2	Q	現在、妊娠している子どもについての利用申込ができるのでしょうか？
		A	入所月に各施設の受入可能月齢を超えていれば可能です。
利用申込に関すること	3	Q	各園の募集人数は公表されますか？
		A	新年度の一次申込の時点での公表はありません。一次申込の結果をふまえた、二次申込の募集人数を公表します。なお、年度途中の募集状況も随時ホームページで公開していく予定です。
利用申込に関すること	4	Q	書類の記入を間違えてしまった場合、どのように修正すればよいのでしょうか？
		A	修正箇所には二重線を引き、正しい内容を記載してください。修正テープや修正ペンは使わないでください。
利用申込に関すること	5	Q	就労証明書は自分で記入するものですか？
		A	自営業の事業主の方以外は、必ず勤務先で証明してもらうようにしてください。
利用申込に関すること	6	Q	勤務先が記入した就労証明書の記入が間違っている場合、どうすればよいですか？
		A	保護者本人が修正するのではなく、必ず勤務先に訂正を依頼してください。訂正する際は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。修正テープや修正ペンは使わないでください。
利用申込に関すること	7	Q	希望園は第5希望まで記入しないといけないのでしょうか？
		A	必ずしも第5希望まで記入しなくても問題ありません。ただし、より多く記入をした方が利用できる可能性が高くなります。
利用申込に関すること	8	Q	きょうだいで同時に申込をする場合、書類は人数分提出する必要がありますか？
		A	人数分必要です。家庭で保育ができないことの証明書類（就労証明書等）、課税証明書（該当する方のみ）はきょうだいのいずれかに原本を添付すれば、それ以外の児童については写しでも構いません。
利用申込に関すること	9	Q	豊橋市に転入する予定ですが、利用申込ができますか？
		A	入所月の初日時点で豊橋市に住民票が移っていることを条件に申込みが可能です。
利用申込に関すること	10	Q	新年度の一次申込の受付期間に利用申込を出していないと、二次申込で利用申込を提出することはできないのでしょうか？
		A	ご事情があって一次申込ができなかった方も、二次申込で利用申込をしていただくことは可能です。二次申込の受付期間内にご提出ください。
利用申込に関すること	11	Q	現在育休中で、令和6年4月に職場復帰を予定しており、同4月から入園希望です。申込みの際に育児休業状況届や申立書の様式の添付は必要ですか。
		A	入所希望月中（おたずねの例では令和6年4月中）に職場復帰される場合は、就労認定での申込みとなります。そのため、育児休業状況届や申立書の添付は必要ありません。就労証明書をご提出ください。
利用申込に関すること	12	Q	多胎児を妊娠しており「妊娠・出産」を事由に申し込みをしますが、それぞれの母子健康手帳の写しを提出すればよろしいですか？
		A	はい、それぞれの母子健康手帳の写し（表紙（*）及び出産予定日が確認できるページ）をご提出ください。 （*）「交付日」・「No」・「保護者氏名」が確認できるよう写しをとってください

NEW!

NEW!